



白石市 教育振興 基本計画

平成28年度～平成32年度



白石市教育委員会

- 目 次 -

- 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・P 1
- 本市教育の現状・・・・・・・・・・P 2・3
- 施策の体系・・・・・・・・・・P 4
- 本市教育の基本理念と基本目標・・・・P 5
- 基本方向と主な取組
 - 基本方向1・2・・・・・・・・・・P 6
 - 基本方向3・4・・・・・・・・・・P 7
 - 基本方向5・6・・・・・・・・・・P 8
- 重点的取組
 - 重点的取組1・・・・・・・・・・P 9
 - 重点的取組2・・・・・・・・・・P10
 - 重点的取組3・・・・・・・・・・P11
 - 重点的取組4・・・・・・・・・・P12
 - 重点的取組5・・・・・・・・・・P13
 - 重点的取組6・・・・・・・・・・P14
 - 重点的取組7・・・・・・・・・・P15
 - 重点的取組8・・・・・・・・・・P16
 - 重点的取組9・・・・・・・・・・P17
 - 重点的取組10・・・・・・・・・・P18
 - 重点的取組11・・・・・・・・・・P19

① 計画の策定に当たって

◆ 計画策定の趣旨

少子高齢化、高度情報化などが急速に進み、社会に様々な課題が生じている中、国においては、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂を行い、平成18年12月の教育基本法改正を受け、新たに教育振興基本計画を策定する等、教育の改革を行っています。

こうした状況を踏まえ、本市教育の一層の振興を図るために、教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中・長期的視点に立った本市の教育に対する考え方や事業の進め方などを明らかにするため、平成28年度以降における『白石市教育振興基本計画』を策定したいと考えました。

◆ 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市教育振興のための基本計画です。

教育基本法（抜粋）

《教育振興基本計画》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

◆ 計画の期間

- 平成28年度から平成32年度までの5年間において、白石市教育委員会が取り組む重点的な施策や、教育の方向性について示しています。



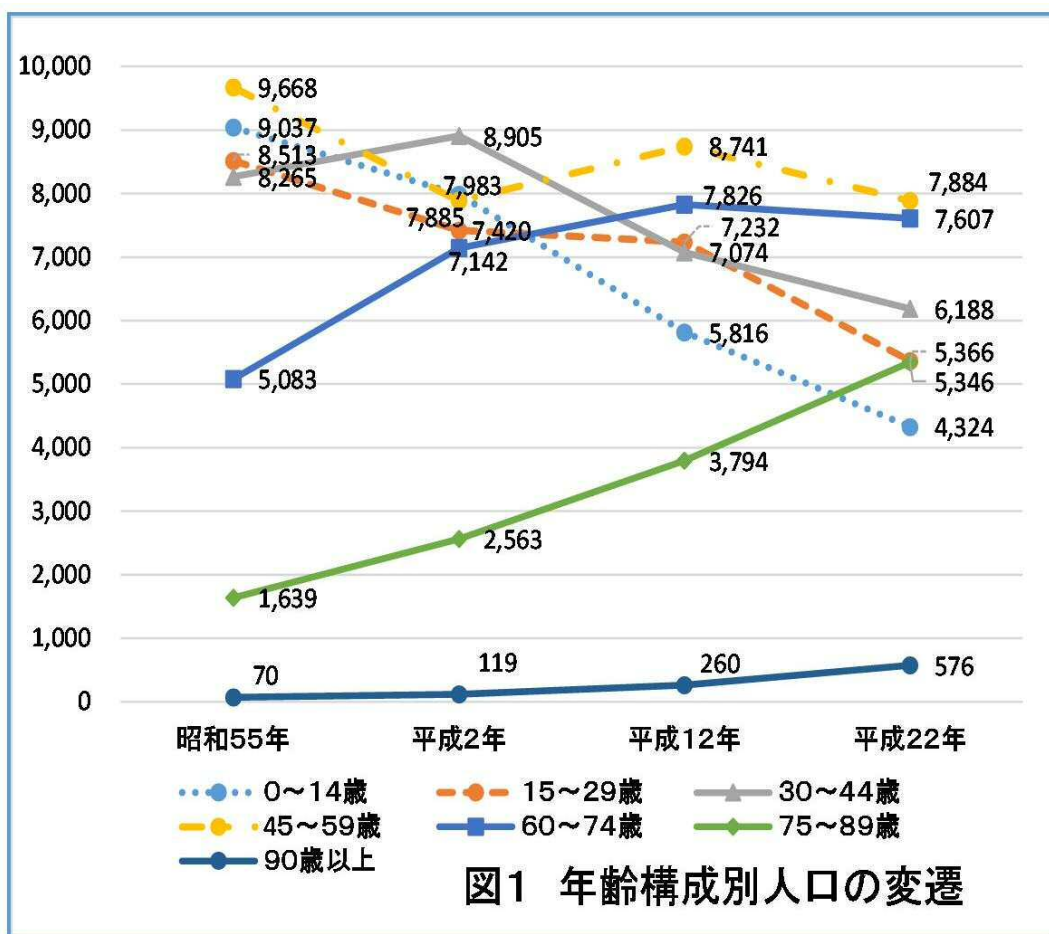
本市教育の現状

◆ 本市教育取り巻く社会の現状

○ 本市の人口の変遷と今後

昭和29年4月の市制施行以来、増加傾向にあった本市の人口は、昭和60年代を境に減少の一途をたどっています。さらに、年齢構成別の人口の変化(図1)から、人口の減少とともに、急速な少子高齢化が進んでいることがうかがえます。このような、人口減少社会と少子高齢化という大きな時代のうねりの中、平成23年度から10年後を見据えた第五次総合計画を策定し、「人・暮らし・環境が活きる交流拠点都市づくり」を実現するため、事業の展開を進めています。

施設関係では、平成に入り、平成3年の「碧水園」を皮切りに、表1のように歴史と文化の創造、健康の保持増進、生涯学習の推進、社会福祉の充実等のための環境整備が図られ、「市民生活の活性化」や「暮らしやすいまちづくり」が推進されています。



- 平 3 古典芸能伝承の館
「碧水園」
- 平 4 スパッシュランドしろいし
- 平 7 白石城復元
(旧小関家武家屋敷含む)
- 平 9 白石文化体育活動センター
「ホワイトキューブ」
- 平 10 白石市総合福祉センター
- 平 10 白石市情報センター
「アテネ」
- 平 14 公立刈田総合病院
- 平 15 ふれあいプラザ

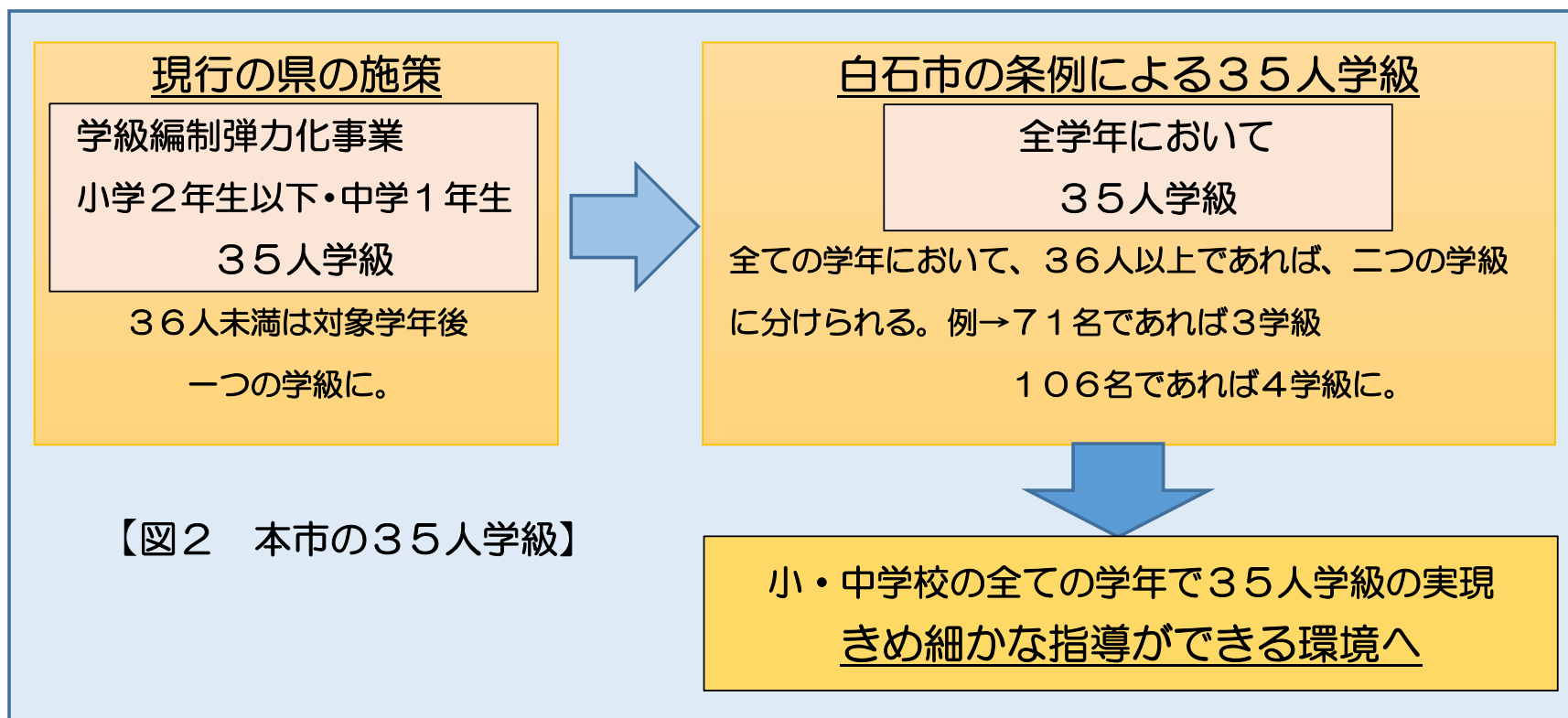
表1 平成以降の主な設置施設

○ 本市の学校教育の現状

教育(義務教育下)を取り巻く環境については、近年、時代のニーズに合った新しい整備が進められています。

① 学力向上を目指して

「2学期制」や平成27年4月施行の市独自の教育施策である「35人学級」(図2)など、特色ある教育環境の整備が進められています。また、市学力定着度テスト(年2回4、12月)も実施され、市内児童・生徒の学習状況を把握し、学力向上・指導改善のための指標となっています。

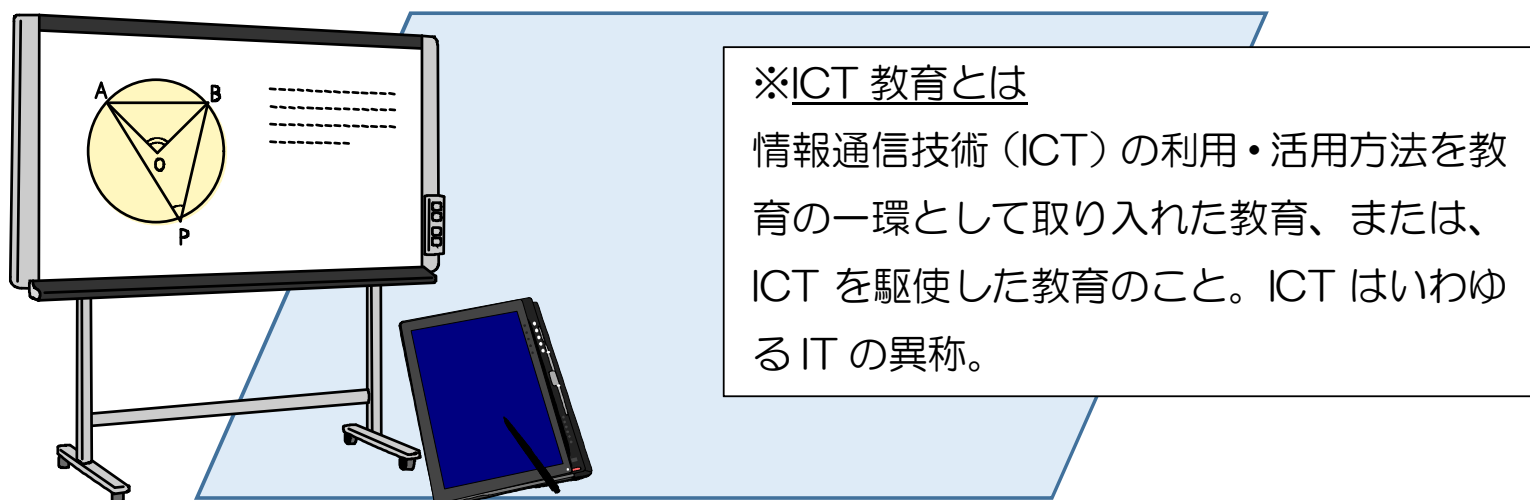


② 「幼・保・小」「小・中」の連携

幼稚園・保育園→小学校では、就学が円滑に行えるよう、「白石市アプローチカリキュラム」及び「白石市スタートアップカリキュラム」を実施するとともに、幼・保・小の連携のための教員研修会等を行っています。また、中学校への進学でも、小中連携の様々な中学校区ごとの取組をとおして、中1不登校等の「中1ギャップ」の解消を目指しています。

③ ICT (Information and Communication Technology) 教育の充実

各校に児童用PCを設置済みですが、教育のICT化に対応できるよう、学校規模に合わせて電子黒板を配備し、デジタル教科書や実物投影機などとともに、効果的に授業で活用できる環境となりました。また、白石中学校、白石第一小学校にタブレットPCをそれぞれ41台配備し、各校への貸出のシステムも整備され、多くの学校で授業において活用されています。



以上のように、少子高齢化が進む中、次世代の白石を担う子どもたちのため、本市としても、子育て支援の充実に併せて、教育行政の質を高めつつ、学校教育のさらなる充実を目指していきます。



施策の体系

白石市教育振興基本計画の全体体系

めざす姿

基本理念

基本目標

高い志をもち、社会を生き抜く子ども

高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して社会を生き抜く人（市民）を育てる。

1 徳・体・知の調和がとれ、夢と志をもち、その実現に向かって努力する人間を育てます。

2 郷土・白石を愛し、伝統文化や規範を尊重し、思いやりの心で明日の社会を支える人間を育てます。

3 学校・家庭・地域社会の教育力を高め、連携して、社会全体で子どもたちを守り育てます。

4 生涯にわたり学び、生きがいのある生活を送ることができる地域社会をつくりまします。

施策の基本方向

1 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- 人間としての在り方や生き方を考えさせる志教育の実践
- 命を大切にする心を育む社会体験や自然体験の推進
- 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

2 学ぶ力と自立する力の育成

- 市内の特色や35人学級・2学期制を活かした教育課程の編成と展開
- 社会の多様性を踏まえたESD教育及び外国語活動の充実
- 家庭における学習機会の充実と働きかけ

3 障がいのある子どもへのきめ細やかな教育の推進

- 特別支援教育の充実と発展
- 「特別支援学級等サポート事業」（特別支援教育支援員）の継続と充実及び拡大

4 信頼され魅力ある教育環境づくり

- 小・中学校将来構想の方針に基づいた取り組み
- 危機管理体制の強化
- 施設設備や教具等の充実と効果的な活用
- 図書館の充実

5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- 家庭・学校・地域の協働による教育力の強化
- 協働教育の推進

6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- 社会教育推進体制の充実
- 生涯スポーツや地域スポーツの推進

家庭

生活の基盤であり、生活習慣や情操、思いやりの心を養います。

学校

学習の基盤であり、子どもたちの可能性を最大限に引き出します。

地域社会

子どもたちの育成を見守り、生涯を通じて学び続けていく土台となります。

行政

行政は、家庭、学校、地域社会が、その役割を十分に果たせるよう、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置付け、推進していきます。

各主体の役割

◎ 本市教育の基本理念と基本目標

白石市の教育基本方針

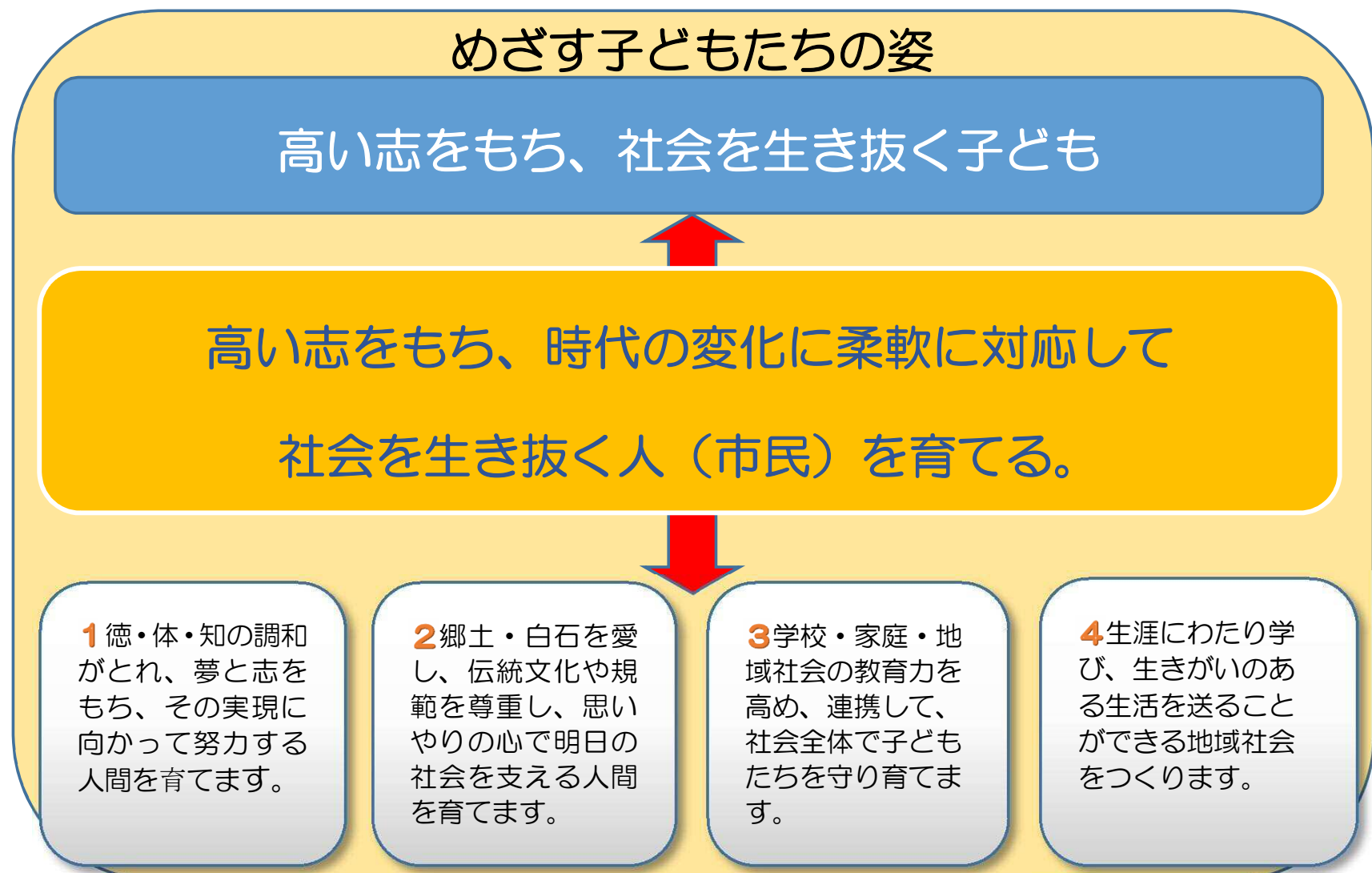
教育基本法に基づき、生きる力（豊かな心・健やかな体・確かな学力）を持つ幼児・児童・生徒を育成するとともに、一人一人の生涯にわたる学習の充実と家庭や地域社会の教育力の高揚を図り、さらに伝統文化の尊重や、誇りをもって生きる市民を育成し、「人・暮らし・環境が活きる交流拠点都市づくり」の実現を期する。

◆ 本市教育の基本理念と基本目標

変化の激しい時代及び社会を生き抜くためには、子どもたちに「豊かな心」「健やかな体」「確かな学力」の「徳・体・知」の調和がとれた「生きる力」を身に付けさせていくことが不可欠です。

これらを踏まえ、本市では「生きる力」を、「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して社会を生き抜いていく力」ととらえ、この力をもった人（市民）を生涯にわたって育成することを基本理念とします。

そこで、基本理念の具現化に向けて、「めざす子どもたちの姿」を「高い志をもち、社会を生き抜く子ども」とし、4つの基本目標を掲げ、教育を推進していきます。



基本方向1 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- (1) 人間としての在り方や生き方を考えさせる志教育の実践 **《重点的取組1》**
- 社会の中で自己実現ができる児童・生徒を育成するために、学校での教育活動や、家庭と地域そして関係機関と連携した取組をとおして、自己理解を深め、他者との関係性の中で、自分らしさを発揮できる主体性や行動力、創造力を身に付けさせる教育を推進します。
- (2) 命を大切にすることを育む社会体験や自然体験の推進 **《重点的取組2》**
- 自他の命を大切にすることを育む児童・生徒を育成するために、多様な社会体験や自然体験を推進し、規範意識やモラルの醸成を図ります。
 - 生徒指導や道徳教育はもちろん教育活動全体をとおしての指導や、家庭や地域、関連機関と連携した活動をとおして、心の内面に目を向けた教育を推進します。
- (3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 **《重点的取組3》**
- 健康に必要な知識や実践的態度を身に付けた児童・生徒を育成するために、教科体育の充実、健康相談や保健指導の実施、食育指導などに取り組みます。
 - 専門知識を有する職員を中心とした校内体制の確立と組織的な取組、地域人材の活用、生涯スポーツを意識した家庭や地域とともに取り組む活動を実践します。

基本方向2 学ぶ力と自立する力の育成

- (1) 市内の特色や35人学級や2学期制を生かした **《重点的取組4》**
教育課程の編成と展開
- 「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育成するために、白石市の自然、文化、人材、施設を活用した教育活動を展開し、学びを深める指導に取り組みます。
 - 2学期制を生かした連続性のある教育課程の編成を実施し、各校の特色を踏まえた指導体制の工夫をとおして、学習の展開と充実を図ります。
- (2) 社会の多様性を踏まえたE S D教育及び外国語活動の充実 **《重点的取組5》**
- 社会の多様性から生じる諸問題を解決し、新しい価値観や行動を生み出す児童・生徒を育成するために、市内全校がユネスコスクールに加盟して、環境、経済、社会、文化の側面から学習を推進します。
 - 国際化に対応して他国の文化を尊重しながらともに行動できるように、外国語活動の充実に努めます。
- (3) 家庭における学習機会の充実と働きかけ **《重点的取組6》**
- 自ら学ぶ力を身に付けた児童・生徒に育成するために、家庭における学習習慣の定着に取り組みます。学び方の具体的な指導や、家庭における学習環境づくりの助言など、児童・生徒と家庭の両方から支援を行います。
 - 関連機関との連携を図り、学習の場や機会の提供に努めます。

基本方向3 障がいのある子どもへのきめ細やかな教育の推進

(1) 特別支援教育の充実と発展

《重点的取組7》

- 「障害者の権利に関する条約」を受けて、教育について障がいのある児童・生徒の権利をあらゆる場面で保障します。人権と多様性を尊重し、児童・生徒の能力を最大限に発達させることで、社会参加を可能にしていきます。障がいを理由に教育制度から排除されず、個人の生活する地域において教育の機会を与えられ、個人に必要なとされる合理的配慮が提供され、基礎的な環境の整備が図られるようにします。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、申し出に応じて、社会的な障壁が除かれるようにしていきます。インクルーシブ教育と教育のユニバーサルデザイン化を推進し、児童・生徒の様々な教育的ニーズに対応していきます。

(2) 特別支援教育のサポート体制の充実

- 様々な事業等を活用した学習支援や介助等の実施、教育環境の整備、研修機会の設定などを行い、特別支援教育の推進に係るサポート体制の充実に努めます。

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 小・中学校将来構想の方針に基づいた取り組み

《重点的取組8》

- 適正な学校規模基準に基づいて統廃合を検討します。
- 統廃合によりスクールバス等となる場合を含めた通学の安全確保に努めます。

(2) 危機管理体制の強化

《重点的取組9》

- 不審者侵入や地震災害等に対応した児童・生徒の安全確保と個人情報管理等の危機管理体制の強化を図ります。
- 「しろいし安心メール」を活用し、児童・生徒の安全や安心に努めます。
- 東日本大震災を教訓として防災計画を見直し、防災教育を強化します。
- 教職員1人1台のパソコン導入に伴い学校コンピューター管理基準の徹底及び個人情報の管理に努めます。

(3) 施設設備や教具等の充実と効果的な活用

- 市内公共施設を有効に活用し、児童・生徒の教育活動の充実に努めます。
- 児童・生徒が安全に使用できるよう、施設設備の整備を図ります。
- 新学校給食センターの円滑な運営に努めます。
- 太陽光発電やLED等の環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図ります。
- 東日本大震災を教訓とした施設設備の安全点検を強化します。

(4) 図書館・市情報センター（アテネ）の充実

- 市民の郷土研究等に役立つよう、郷土資料と行政資料の収集に努めます。
- 市図書館や学校図書館の連携を深め、蔵書の充実と効果的な活用を推進します。
- 情報拠点施設として、情報センター内図書室の活用を努めます。
- 「第二次白石市子ども読書活動推進計画」を実践します。

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

(1) 家庭・学校・地域の協働による教育力の強化

《重点的取組 10》

- 地域の中での交流活動・体験学習・ボランティア活動・地域の諸行事等への参加の機会を拡充し、活力に満ちた地域社会づくりを推進します。
- 学校・家庭・地域社会の密接な連携により、青少年育成活動と青少年の社会参加を推進するとともに、ジュニア・リーダーの育成と活用を図り、地域ぐるみで子ども会の活性化と世代間交流活動を推進します。
- 社会教育及び学校教育の場における「白石市子どもを育てるヒント集」の有効活用を推進します。
- 地区公民館諸事業運営を支援し、独自性のある運営を推進します。
- 地域の支援をもとに放課後子ども教室推進事業の拡充を図ります。
- 活気ある、子どもを育てる環境づくりのため、支援体制の充実を図ります。

(2) 協働教育の推進

- 「白石市協働教育推進協議会」による協働教育事業を積極的に活用し、学校教育と社会教育と家庭教育の協力体制を構築して、連携・融合を進めるとともに、活力ある地域づくりを推進します。

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(1) 社会教育推進体制の充実

- 各種団体と地域社会がもつ教育機能の有機的な連携を図り、特に教育情報の提供を強化することで、市民の学習機会の拡充を図ります。
- 地域学習資源の見直し・発掘・活用の仕組みづくりを推進し、地域文化や技能の継承者の活用と指導者の育成に努め、社会教育の推進を図ります。
- 市民の多様な芸術・文化活動や伝統芸能の伝承と普及活動を積極的に支援しながら、個性豊かな文化のかおり高いまちづくりを推進します。

(2) 生涯スポーツや地域スポーツの推進

《重点的取組 11》

- スポーツ推進委員と連携し、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図りながら、地域に根ざしたコミュニティスポーツを積極的に推進し、市民の健康増進と体力の向上を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの創設に向けた組織づくりと指導者の育成に努めるとともに、各種イベント・教室等を開催し、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽に楽しめる各種スポーツの普及に努めます。
- 体育協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。

重点的取組1 人間としての在り方や生き方を考えさせる志教育の実践

《主な実践》

○ 全体計画と年間指導計画の作成（「志シート」等の活用）

学校での教育活動において、「かかわる」「もとめる」「はたす」をキーワードに、志教育が系統的に行われるように、全体計画と年間指導計画を作成します。教育活動や教科等において、計画的・組織的に実践を重ねていきます。作成に当たっては、教育課程検討委員会の年間指導計画班においてその方向性を示し、市全体で取り組んでいきます。発達段階に考慮した重点項目について、小・中各校で取り組みます。各校で工夫した「志シート」等を活用し、記録を集積しながら自分の気持ちや思いを丁寧に扱っていくようにします。自律の力を養い、将来の自立に向けた取組にします。

＜育みたい力（例）＞

小学校 ○友だちと関わりながら、よさを認め合ったり励ましあったりする。
○自分の好きなことや興味をもったことに進んで取り組む。
○家庭や学校で自分の役割を果たすことで、働くよろこびを味わう。

中学校 ○自他の理解を深め、大事にし合う関係を築く。
○将来の職業と能力や適性を総合して考え、進路を選択する。
○地域や学校生活において役割や責任を果たし、自信をもつ。

○ 地域と連携した体験活動の充実（地区行事への参加や職場体験）

地域の探検や市内見学、地区行事への参加、市内や地域の各種団体や企業、商店などと連携した職場体験など、実際の活動をとおして、社会と関わる楽しさや充実感を味わわせたり、社会と自分の関わりを考えさせたりします。その中で、自己理解を深め、将来の自己像を確かなものにさせていくようにします。主体的に活動させる工夫を行い、行動力や実践力を養っていきます。

○ 地域事業所や警察などとの連携（社会人の招聘、PSCパトロール）

志教育のねらいに即した児童・生徒の健全育成に関わる企画等について、市として積極的に紹介したり、活用できる条件を整えたりするなどして、志教育を推進していきます。警察や地域の事業所などと協力して行う中学生によるPSC活動を大人と取り組む社会貢献の機会としてバックアップし、社会で生きる力を養っていきます。

重点的取組2 命を大切にすることを育む社会体験や自然体験の推進

《主な実践》

○ 道徳教育の充実（「わたしたちの道徳」「みやぎの先人集」の活用）

豊かな心を育むために、道徳教育全体計画に基づき、教育活動全体をとおした道徳教育の充実を図ります。「わたしたちの道徳」「みやぎの先人集」を活用した学習を、日常の学校生活や、集団宿泊的体験活動、職場体験活動、ボランティア活動、伝統文化体験教室などの体験活動と関わらせることによって、心の豊かさにつなげていくようにします。

○ 白石の自然を生かした体験活動（不忘山・スキー場などでの活動）

不忘山を中心としたエリアは、白石の中でも季節ごとに美しい自然の変化を楽しめるところです。初夏から秋にかけての登山、「不伐の森」や「水芭蕉の森」の散策、冬のスキーなどの活動をとおして、自然の厳しさや雄大さを実感させていきます。多様な活動をとおして、ふるさとが豊かな自然に恵まれていることに気づき、その中で生まれ育っていることに感謝し、自分や家族、仲間を大切にしようと思う気持ちを醸成させていきます。

○ 人権尊重の教育の推進（人権教室の実施）

人権教育全体計画に基づく取組を推進し、命を大切にし、自他の人権を守ろうとする意識を育成していきます。人権擁護委員会と協力した活動を市内で実施するなど、学校、家庭、地域が一体となって、人間の多様性を理解し、互いに尊重することの大切さを、発達段階に応じて適切に指導していきます。

○ 生徒指導や教育相談の充実

（スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用）

自尊心のある児童・生徒を育てるために、学校教育全体をとおして、組織的に継続して取り組みます。家庭や地域と日常的に連携し、生徒指導の推進に努めます。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、教育相談の充実を図り、児童・生徒の悩みや不安を解消して、心の健康を保つために、積極的に支援していきます。

○ 諸機関との連携（いじめ撲滅運動、情報モラル指導など）

「いじめは絶対許さない」ことを、校内外の活動をとおして、自分のこととして考えさせていきます。学校警察連絡協議会や民生児童委員との連絡会等での情報交換、いじめ撲滅運動、情報モラルの指導を積極的に行い、児童・生徒が自他の命を大切にする気持ちと態度を育てます。

重点的取組3 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

《主な実践》

○ 健康な体づくりの取組（「はやね・はやおき・あさごはん」、食育の実践）

児童・生徒の基本的な生活習慣を改善するために「はやね・はやおき・あさごはん」運動を、家庭と連携して推進します。食事や睡眠などの生活リズムを整え、本来備わっている力を最大限に発揮できる体づくりを行います。家庭科、体育科、学級活動等の授業を中心にした食育にも取り組みます。学校給食センターでのアレルギー対応食の提供や、学校栄養職員（栄養教諭）が学校を訪問して行う栄養指導、給食試食会などに取り組み、健康な体をつくるための食生活が送れるようにします。保健主事と養護教諭が中心となり、日ごろの健康管理やけがの予防、疾病対策にも努めます。

○ 体力の向上に向けた取組（多様な動きの体験、継続的な運動の奨励）

体力・運動能力状況調査を基にした児童・生徒の実態を分析し、発達段階ごとに必要な運動や学校ごとの課題について、計画的に継続して取り組みます。調査結果は、毎年児童・生徒と家庭に知らせることで、体力への興味・関心を高め、運動への意識付けを図ります。教科体育では、発達段階に応じた遊びや動き、運動の学習をとおして、体力づくりの大切さを理解させ、自ら実践できるように指導します。休み時間や放課後の外遊び、休日に行われる「しろいし蔵王高原マラソン」などの各種大会への参加を奨励して、健康維持の大切さや、運動の楽しさを体験させていきます。

○ 運動能力の向上に向けた取組（専門性を生かした指導、外部人材の活用）

教科体育では陸上や水泳の指導、部活動などの様々な場面で、自主性や協調性、競争や挑戦する気持ちを育てながら、運動能力の向上に努めます。専門的な知識をもつ職員の交流と外部人材の活用を積極的に行い、児童・生徒が運動能力を高めるための指導や教員の指導力向上を図る研修の充実を図ります。

○ 環境の整備（屋内外の整備、管理備品の拡充）

運動に親しむことができるように、教育施設の修繕や補修、用具等の補充を行うなどして、安心して活動できる環境づくりに努力します。社会教育とも連携して、市内の公園やスポーツ施設等を活用した運動ができるようにします。

重点的取組4 市内の特色や35人学級・2学期制を生かした教育課程の編成と展開

《主な実践》

○ 創意ある教育課程の編成

小・中学校全ての学年で35人学級を実現し、きめ細やかな指導の教育活動を実践します。また、2学期制の利点を踏まえ、ゆとりのある教育課程の実践を心がけ、7月・12月の行事など、各学校の実態に即した教育課程の編成と実施に努めます。

各学校は、各学校の実情や地域社会の実態を考慮して自校研究課題を設定し、特色ある学校づくりを積極的に推進します。また、小・中学校の接続を意識した年間指導計画の作成に努めます。さらに、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある教育活動を推進していきます。小原小・中学校では居住地に関わらず特認校として、個に応じたきめ細やかな教育を受けることができます。

○ 学習指導の充実

本市では、全ての小・中学校で児童・生徒の個性や能力及び適性等を重視した、学ぶ側に立つ授業づくりに努めます。「確かな学力」を育成するために、課題を明確にした個に応じた指導を充実すると共に、「わかる・できる」授業を推進します。

また、国・県や白石市学習定着調査を踏まえ、小・中学校連携して教育課程検討委員会でその課題の解決方法を探り、計画的な学習指導を進めていきます。さらに、中学校区を単位とした小・中学校相互の授業参観や諸活動の交流などをおして小・中連携の積極的推進を図ります。

○ 各種教育の充実

「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育成し、教育活動の充実を図るため、各種教育の充実も積極的に推進します。

- ① 志教育を推進し、教育活動の様々な場面で、人間として、社会人として、市民としての在り方や生き方、そして誇りを考えさせる場を意識的に設定します。
- ② 生徒の能力・適性や希望等を生かした進路指導を推進すると共に、小・中学校に応じた系統的なキャリア教育の充実を図ります。
- ③ 情報活用能力の向上の充実のため、全校への電子黒板の配置を行うと共に、タブレットの利用が簡単にできる環境を整えます。また、情報リテラシーの学習に力を入れ、学習会を定期的実施します。
- ④ 漢字文化セミナー（小・中学校を対象）等を計画的に開催して、児童・生徒の活字文化の理解と読書活動の推進を図ります。

重点的取組5 社会の多様性を踏まえたESD教育及び外国語活動の充実

《主な実践》

○ ESD教育（持続可能な開発のための教育）の充実

全小・中学校がユネスコスクールに加盟し、環境教育、福祉・人権教育、食育教育等、ユネスコの提唱するESD教育の趣旨を踏まえた教育活動を推進します。

環境教育では、省エネルギー活動やリサイクル活動、自然愛護などの実践を計画的に行い、よりよい環境づくりに取り組む態度の育成に努めます。また、太陽光発電システムを利用して、省エネルギー、省CO²の効果や仕組み等を体感させ、環境教育の推進を図ります。

福祉・人権教育では、全小・中学校が全教職員の共通理解のもとに、福祉・人権教育推進のための校内体制を充実させます。家庭や地域との連携を図りながら、児童・生徒には共生や福祉の心の大切さを理解させ、福祉体験や人権教室等をとおして、あるべき態度や実践力の育成に努めます。

食育教育では、地場産品を食材とした学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供しながら、食品の安全性やフードマイレージなどの食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けさせるように努めます。

○ 外国語活動と国際理解教育の充実

生きた外国語に接することにより英語教育の充実を図り、児童・生徒に国際的な視野と感覚を身に付けさせるために、外国語指導助手（ALT）を招致し、各小・中学校及び幼稚園で効果的な外国語活動を行うよう努めます。さらに、小学校の教科化を見据えた準備を進めます。

また、オーストラリアのハーストビル市との交流を行っており、毎年市内中学校の生徒代表がハーストビル市を訪問し、ホームステイ、現地の中学校体験などをとおして国際交流を図ります。また、ハーストビル市からも中学生が来白し、定期的に中学校との交流を行うことで自国の文化、社会を再認識させると共に、世界に対する興味、理解を深めさせます。

重点的取組6 家庭における学習機会の充実と働きかけ

《主な実践》

○ 家庭学習の習慣を身に付けさせる働きかけ

自ら学ぶ力を身に付けた児童・生徒の育成のため、低学年から学習の仕方を適切に指導すると共に、学校全体で発達段階に応じた適切な学習課題を提示します。「連絡ノート」等を活用して、定着状況を家庭と学校で共有できるようにします。

具体的には、基礎・基本の定着に加えて、学ぶ楽しさも実感できるように、授業の内容と関連付けて、復習的な課題や予習的な課題を工夫して提示します。小学校から中学校へと成長するにつれて、一斉の課題から、個別や自由選択の課題へ。また、興味・関心に応じた自主学習へと移行し、学習意欲も喚起できるようにしていきます。また、各中学校では「学習の手引き」を配布し、家庭学習のやり方や取り組むべきポイントを明らかにすることで、望ましい家庭学習の習慣を身に付けさせるための働きかけを行います。

また、学び支援コーディネーターによる放課後、週末及び長期休業期間等の学習支援等、地域の様々な学習の場及び機会の提供を行います。

○ 関連機関との連携を図った学習の場や機会の提供

市の図書館と連携して、移動図書館車「こまくさ号」による図書の貸し出しを定期的に行います。また、図書館ボランティア活動による読み聞かせ会「おはなしひろば」による読み聞かせを各小学校で行います。さらに、夏季・冬季休業中の学習支援教室の開催による家庭学習の支援や、家庭教育支援・家庭教育講座等の開催による家庭教育の支援を行います。

また、「家庭の日」を設定し、「ノーテレビ・ノーゲームデー」への取組を図りながら家族団らんの工夫や子どもの家事分担等を行うように働きかけ、家庭の持つ役割の重要性を再認識し、家族のよりよい絆をつくり、家庭教育の充実を図ります。

さらに、親子ふれあい交流事業の拡充と子育ての悩みや不安についての相談・学習の場の提供に努めます。小学校入学時には「白石市子どもを育てるヒント集」を各家庭に配布し、社会教育及び学校教育の場における有効利用を推進します。

重点的取組7 特別支援教育の充実と発展

《主な実践》

- 早期からの相談や支援の充実（「すこやか相談」「すこやかファイル」の活用）
各種検診や「すこやか相談」において、障がいの早期発見に努め、情報の共有化を図り、市内の公立及び私立の保育施設や幼稚園等における早期療育につなげるようにします。市が中心となって広く専門家や関連機関を組織し、障がい特性に応じた支援が適切に提供されるようにします。「すこやかファイル」を活用し、将来にわたり一貫した支援ができるようにします。
- 義務教育における支援の充実（連携と適切な就学指導、障がい理解の促進）
市内特別支援教育担当者会を中心に、市内外の団体の協力を得ながら、交流や発表、情報交換、研修を進めます。障がいに幅広く対応するため、角田支援学校白石校との連携を図って、諸検査や保護者への対応、支援体制の整備を行います。中学校への就学指導に際しては、就学相談や学校見学などを提供し、障がいの程度やその種類に関わらず、保護者と本人の希望に応じて、学習の権利を保障します。市内で唯一特別支援学級が設置される白石中学校は、各小学校から生徒が集まるので、市として教育方針を明確にするとともに、通学支援や適切な指導が行われるように人的物的配慮に努めます。通常学級にも合理的配慮を必要とする児童・生徒がいることや、二次障がいとして不登校など生徒指導上の問題が表れる場合などを考慮して、全ての小・中学校教員が障がいについて理解を深める研修を行い、児童・生徒が自分の能力を十分に発揮できるようにします。
- 児童・生徒支援の充実（コーディネーター連絡協議会の設置、学習支援員の配置）
コーディネーター連絡協議会を開催し、情報交換や研修を行うことで、就学前から将来にわたって質の高い支援を提供できるようにします。個に応じたきめ細かい指導を行うために、必要に応じて市独自に学習支援員を配置し、学習支援員は、配属前教育の基礎的な研修を受け、配属後も継続的に指導を受けながら、専門性の向上を図ります。
- 多様な学びを保障する環境の整備（障がいに応じた環境と教材・機器等の整備）
障がい特性に応じた施設及び教室環境を整えていきます。認知の仕方や身体状態に合った教材や機器（タブレット端末やアプリケーション含む）を配備し、多様な学び方に対応した学習支援を進めます。環境整備に当たっては、特別支援学級、通級学級、通常学級で支援の必要な児童・生徒に対して提供され、普通教育と別に専門的な見地から十分検討され、普通教育と同等かもしくは優先的に整備されるようにします。

重点的取組8 小・中学校将来構想の方針に基づいた取り組み

《主な実践》

○ 小・中学校の将来構想に基づいた統廃合の検討

平成27年度において検討された、適正化の基本的な考え方。

- ① 小学校においては、複式学級にならない規模であること。
- ② 中学校においては、クラス替えが可能な規模であること。

これらの規模に該当しない学校については、保護者及び地域の方々に十分に説明し理解を得ながら、早期に統廃合の検討をします。

○ 小規模特認校の存続

小原小・中学校については、平成20年度から小規模特認校制度を導入し、実績もあるため当面はそのまま存続し、その特性及び教育的効果を考慮し、更なる付加価値の向上を目指します。

○ 通学時の安全確保

統廃合により片道おおむね1時間以内の遠距離よりスクールバスを利用して通学する児童・生徒が増えることが予想されます。それらの児童・生徒を含めた通学時の安全確保に努めます。

重点的取組9 危機管理体制の強化

《主な実践》

○ 災害時等における児童・生徒の安全確保

多くの児童・生徒が通う小・中学校は、安心・安全に生活できることが求められます。そのため、不審者等が侵入した場合や地震等の災害が発生した場合の対応について、各学校でマニュアルを作成し、安全の確保をしていきます。また、地域との連携を図り、災害時には安全に行動できるようにしていきます。

○ 「しろいし安心メール」等の活用による安全確保

児童・生徒の登下校時には、不審者や野生動物の出没など危険な案件が多く生じています。このため「しろいし安心メール」にて、不審者や野生動物等の出没情報を発信していきます。また、各小・中学校でも保護者に向けてのメール配信を行い、児童・生徒が安心して登下校できるように努めていきます。

○ 防災計画の見直しによる防災教育の強化

先の東日本大震災において、白石市は震度6弱を観測し、道路・家屋等に大きな被害を受けました。これを教訓として各小・中学校では防災計画を見直し、在校時のみならず登下校時の避難場所の確認等を行うようにします。併せて、児童・生徒への防災教育を推進し、地震のみならず火災・水難・異常気象時における適切な避難・対応の仕方を指導していきます。また、地域と連携し、ハザードマップを利用した危険箇所等の確認を行い、危ない場所には近づかないよう注意喚起していきます。

○ 教職員用パソコンの導入に伴う管理基準の徹底及び個人情報の管理

平成25年度より市内小・中学校の教職員に1人1台業務用パソコンが導入され、業務の効率化が図られています。個人情報の管理や漏洩の防止に十分注意を払うために「コンピューター管理基準」を設け、ガイドラインに従って適正な管理・運用を行っていきます。また、学校で扱う個人情報についても管理マニュアルを作成し、情報の漏洩の防止を図っていきます。

重点的取組 10 家庭・学校・地域の協働による教育力の強化

《主な実践》

○ 青少年・成人教育の充実

青少年の健全育成のために、社会体験的・自然体験的な活動を企画し、自己有用感や自己肯定感を育み、自己成長につなげるよう努めます。また、子ども会活動、地域ボランティア活動、ジュニア・リーダー活動等に積極的に参加できる機会を整備・拡充し、異年齢集団との活動をとおして、自己形成できるよう支援します。

成人教育では、公民館事業運営を支援するとともに市民のニーズの把握に努め、ネットワークの形成を図りながら、各種講座や市民大学等の学習ができる機会を提供します。そして潤いある地域づくりを目指します。

○ 「白石市子どもを育てるヒント集」の有効活用

小学校就学時、「白石市子どもを育てるヒント集」を保護者に、その他必要に応じて希望者に配布し、社会教育及び学校教育の場において有効な活用を推進します。さらに、時代のニーズに合わせて、ヒント集の内容を吟味、改訂を加え、子どもたちの健やかな成長のためのヒントとして有効なものとなるよう努めます。

○ 「放課後子ども教室推進事業」「放課後児童クラブ」の充実と拡充

地域社会の中で、子どもたちが心豊かに健やかに育まれるような環境づくりに努めます。具体的には、年40～50回開催の「放課後子ども教室推進事業」（H27現在、斎川小・越河小にて実施）の運営等への支援を行います。また、就労家庭の子どもに対して、安全な生活の場として「放課後児童クラブ」（H27現在、白石一小、白石二小、大平小、福岡小）を開設し、地域の中で、児童の健全育成を支援します。

○ 「協働教育プラットフォーム事業」の市事業化と推進の継続

白石市協働教育推進協議会が協働教育施策の中核を担い、各種事業の支援を行い協働教育事業などの継続を図っていきます。地域の特色や人材を生かし、市及び地域ぐるみで子どもたちの心豊かな成長を支えていきます。

また、各小・中学校には、協働教育担当者を置き、それに関わる各種研修会を実施します。また、白石高等学校、白石工業高等学校、各幼稚園・保育園などとの連携も視野に入れ、事業の充実と地域に根ざした協働教育を推進します。

重点的取組 1 1 生涯スポーツや地域スポーツの推進

《主な実践》

○ 体力づくり、スポーツに親しむ環境づくり

市民のニーズを的確にとらえ、人生各期におけるスポーツ・レクリエーションプログラムを提供します。生涯学習課が中心となり、各スポーツ団体や体育施設と連携することで、スポーツ教室やトレーニング講習会等、市民が気軽にスポーツに親しめる事業を開催します。これまで以上に広報活動にも力を入れ、市民の生涯スポーツへの参加意識の高揚に努めます。

また、白石の自然を生かした登山やトレッキング、ウインタースポーツ、川遊びなど、その魅力を市外へも積極的に発信していきます。

○ 体育施設設備の充実

子どもたちがスポーツにより親しめるよう、また、その能力をより伸ばせるよう体育設備の充実を図ります。遊んで楽しい安全な遊具、スポーツが苦手な子どものための補助器具等の設置を進め、スポーツ環境を充実させていきます。

また、社会体育施設や公園については、障がいのある方や高齢者、家族連れが気軽に使えるような施設の運営、整備に努めていきます。

○ 総合型地域スポーツクラブの創設に向けて

市民が「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことを目的とした、総合型地域スポーツクラブの創設を目指し、検討を行っていきます。

○ 学校体育支援と競技スポーツ等の強化

白石市体育協会及び各スポーツ団体から、学校体育及び部活動支援として外部コーチを派遣し、子どもたちの体力・運動能力の向上を目指します。併せて、教員向けの講習会も積極的に開催し、指導技術の向上に努めていきます。

また、夏季休業中に高校水泳部の生徒が小学校において水泳指導を行うなどといった、異校種間の連携も積極的に取り組んでいきます。



(C) 2013 白石市

平成28年5月発行

発行 宮城県白石市教育委員会
編集 宮城県白石市教育委員会学校管理課
989-0292
宮城県白石市大手町1番1号
電話 0224-22-1341
ファクシミリ 0224-22-1345